

京都市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者等監査実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45の7、第115条の45の8及び第115条の45の9の規定に基づき、第115条の45の5の規定による指定事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定事業者等」という。）に対して行う第1号事業の内容及び第1号事業支給費に係る費用の給付に関して行う監査に関する基本的事項を定めることにより、第1号事業者の質の確保及び第1号事業支給費の適正化を図ることを目的とする。

(監査方針)

第2条 監査は、指定事業者等の第1号事業の内容について、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の63の6で定める基準に従っていないと認められる場合、若しくはその疑いがあると認められる場合、又は第1号事業支給費の給付について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合等（以下「指定基準違反等」という。）において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼とする。

(監査体制)

第3条 監査は、保健福祉局保健福祉部監査指導課の職員が、所属長の指示を受け実施する。

(監査対象となる指定事業者等の選定基準)

第4条 監査は、次の各号に示す状況を踏まえて、指定基準違反等の確認が必要と認める場合に行う。

(1) 要確認情報

ア サービス利用者や家族、指定事業者等の従業者等からの通報・苦情・相談等に基づく情報

イ 京都府、京都府国民健康保険団体連合会、地域包括支援センター等からの情報提供

ウ 一体的に運営する訪問介護事業所又は通所介護事業所が介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示すサービス事業者等

エ 一体的に運営する訪問介護事業所又は通所介護事業所の法第115条の35第4項の規定に該当する報告の拒否等に関する情報

オ 一体的に運営する訪問介護事業所又は通所介護事業所が、一般指導及び合同指導を拒否する場合の理由及び事業の適正な運営を確認する方法についての情報

(2) 運営指導において確認した指定基準違反等

一体的に運営する訪問介護事業所及び通所介護事業所への法第23条に基づく指導又は法76条に基づく監査で指定事業者等について確認した指定基準違反等

(監査方法)

第5条 監査方法は、次の各号のとおりとする。

(1) 監査体制

監査は、2名以上の監査班を編成し実施する。

(2) 報告等

指定基準違反等の確認が必要と認めるときは、指定事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定事業者等の当該指定に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査（以下「実地検査等」という。）を行う。

(3) 関係自治体等との連携

ア 実地検査等を行う際に、指定事業所内で訪問介護又は通所介護を実施している場合にあつては、事前に実地検査等を行う旨の情報提供を関係自治体に対して行うものとする。関係自治体は、京都市と連携して法第76条に基づく実地検査を共同で行うなど連携するよう努める。

イ 実地検査等、勧告、命令等及び指定事業者の指定の取消し等の事務については、京都府内の標準化を図る観点から京都府と連携するよう努める。

ウ 訪問介護事業所及び通所介護事業所に対し、法第76条に基づく実地検査を行う場合又は行った場合には、関係自治体に情報提供を行う。

(4) 監査結果の通知等

ア 監査の結果、改善勧告にいたらない軽微な改善を要すると認められた事項については、後日、文書によってその旨の通知を行う。

イ 報告書の提出

当該指定事業者等に対して、文書で通知した事項について、文書により報告を求める。

(監査後の措置)

第6条 監査後の措置は、次の各号のとおりとする。

(1) 行政上の措置

指定基準違反等が認められた場合には、法第115条の45の8及び法第115条の45の9の規定に基づき、行政上の措置を機動的に行う。

ア 勧告

指定事業者等に指定基準違反の事実が確認された場合、当該指定事業者等に対し、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告することができる。

これに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

勧告を受けた場合において当該指定事業者等は、期限内に文書により報告を行う。

イ 命令

指定事業者等が正当な理由がなくその勧告に係る措置を採らなかったときは、当該指定事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。

なお、命令した場合には、その旨を公示しなければならない。

命令を受けた場合において、当該指定事業者等は、期限内に文書により報告を行う。

ウ 指定の取消し等

指定基準違反等の内容等が法第115条の45の9各号のいずれかに該当する場合には、当該指定事業者等に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若

しくは一部の効力の停止（以下「指定の取消等」という。）をすることができる。

(2) 聴聞等

監査の結果、当該指定事業者等が命令又は指定の取消し等の処分（以下「取消処分等」という。）に該当すると認められた場合は、監査後に取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。

ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は、適用しない。

(3) 経済上の措置

ア 勧告、命令、指定の取消し等を行った場合に、第1号事業支給費の全部又は一部について、不正利得があった場合には、当該指定事業者から返還を求めるものとする。

なお、不正利得に当たらないと認められた場合であって介護報酬の返還が生じる場合は、「介護保険サービス事業者等指導実施要綱」の運営指導に準じて、指摘に伴う自主返還を求める。

イ 監査の結果、第1号事業の内容及び第1号事業支給費に係る費用の請求に関し不正又は不当の事実が認められた場合における当該事項に係る返還期間は、5年間とする。

(法に基づく権限行使)

第7条 前2条の規定は、法又は他の法令に基づいて有する権限の行使を妨げない。

(厚生労働省等への報告)

第8条 監査結果及び行政上の措置の実施状況については、必要に応じ、厚生労働省、京都府及び京都府国民健康保険団体連合会に報告する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月20日から施行する。